

日本原子力発電株式会社 敦賀3, 4号機増設計画

環境影響評価準備書に係る
審 査 書

平成13年8月

経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
原 子 力 安 全 ・ 保 安 院

はじめに

敦賀発電所3, 4号機増設計画は、福井県敦賀市にある日本原子力発電株式会社敦賀発電所構内に、出力153.8万kWの原子力発電設備（改良型加圧水型軽水炉）2基を増設するものである。

本審査書は、日本原子力発電株式会社から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき平成13年1月16日付けで届出のあった「敦賀発電所3, 4号機増設計画 環境影響評価準備書」について、電気事業法第46条の14の規定に基づき行った審査の結果をとりまとめたものである。

審査に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10・6・12通令54）、資源エネルギー庁が定めた「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領の制定について」（平成11年2月8日付け、平成11・02・08資庁第1号）及び「環境影響評価準備書の審査の指針の制定について」（平成11年2月8日付け、平成11・02・08資庁第2号）に照らして行い、審査の過程では、原子力安全・保安院長が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、準備書についての地元住民等への周知に関して、日本原子力発電株式会社から届出のあった環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解に配慮して行った。

目 次

I 総括的審査結果

II 環境影響評価項目ごとの個別審査結果（工事の実施）

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素

1.1 大気環境

1.1.1 大気質

- (1) 窒素酸化物
- (2) 粉じん等（土砂粉じん）

1.1.2 騒音

1.1.3 振動

1.2 水環境

1.2.1 水質

- (1) 水の濁り

1.2.2 底質

- (1) 有害物質

2. 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素

2.1 人と自然との触れ合いの活動の場

2.1.1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

3. 環境への負荷に区分される環境要素

3.1 廃棄物等

3.1.1 産業廃棄物

3.1.2 残土

III 環境影響評価項目ごとの個別審査結果（土地又は工作物の存在及び供用）

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素

1.1 大気環境

1.1.1 大気質

- (1) 窒素酸化物（資材等の搬出入）

1.1.2 騒音

1.1.3 振動

1.2 水環境

- 1.2.1 水質
 - (1) 水の汚れ
 - (2) 水温
 - (3) 付着生物防止剤
- 1.2.2 その他
 - (1) 流向及び流速
- 1.3 その他の環境
 - 1.3.1 地形及び地質
 - (1) 重要な地形及び地質
- 2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素
 - 2.1 動物
 - 2.1.1 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）
 - 2.1.2 海域に生息する動物
 - 2.2 植物
 - 2.2.1 重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）
 - 2.2.2 海域に生育する植物
 - 2.3 生態系
 - 2.3.1 地域を特徴づける生態系
- 3. 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素
 - 3.1 景観
 - 3.1.1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
 - 3.2 人と自然との触れ合いの活動の場
 - 3.2.1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
- 4. 環境への負荷に区分される環境要素
 - 4.1 廃棄物等
 - 4.1.1 産業廃棄物

(参考)

事業者が選定した環境影響評価の項目

I 総括的審査結果

日本原子力発電株式会社敦賀発電所3，4号機増設計画について、事業者の行った現況調査、環境保全のために講じようとする対策並びに環境影響の予測及び評価について、事業者から提出のあった環境影響評価準備書及び補足説明資料に基づき審査を行った。

この結果、現況調査、環境保全のために講ずる対策並びに環境影響評価の予測及び評価については概ね妥当であるが、以下の項目については、環境保全対策が講じられているものの、環境影響の一層の低減を図るため、事業者においては今後更なる検討を行い、環境の保全についての適正な配慮を行う必要があると考えられる。

(1) 植物

緑化計画については、緑化マウンド及び仮設用地における植栽樹種は、計画地点の植生、立地環境への適応性、類似地点での実績等を考慮し、再検討を行うことが必要である。

また、原子炉建屋周辺斜面部における植栽樹種は、実験により選定し直し、林縁部は可能なところは除根せず残し、小段部は植栽を行うことが必要である。

(2) 残土

残土については、発電所敷地レベルの嵩上げ及び新開閉所敷地面積の縮小等による残土発生量の更なる削減を検討することが必要である。

(3) 重要な地形及び地質

海食洞については、埋立を行わず現状保存することとしているが、海岸構造物による波の影響等について水理模型実験を行い、海食洞の保全上必要であれば、適切な波浪低減対策を講ずることが必要である。

(4) 景観

建屋等の色彩については、眺望景観の保全に支障を及ぼさないよう再検討を行い、自然公園の風致景観の保護に配慮した色彩とすることが必要である。

II 環境影響評価項目ごとの個別審査結果（工事の実施）

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素

1.1 大気環境

1.1.1 大気質

(1) 窒素酸化物

工事用資材等の搬出入車両及び工事関係者等の通勤車両（以下「工事用車両等」という。）の運行並びに建設機械の稼働による影響については、工程調整等により工事量及び工事用資材等の搬出入車両数を平準化すること、1，2号機の定期検査時においては車両の削減を図ること等の対策を講ずることとしている。

予測地点における工事用車両等及び建設機械から排出される窒素酸化物の寄与濃度は低く、二酸化窒素濃度の予測値はいずれの予測地点においても環境基準に適合している。

また、環境監視として、建設機械の稼働による窒素酸化物濃度については、工事区域に近い住居地域である立石及び浦底、工事用車両等による窒素酸化物濃度については、西浦小中学校前において、それぞれ適宜測定することとしている。

以上のことから、工事用車両等の運行及び建設機械の稼働に伴って排出される窒素酸化物が、環境に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

(2) 粉じん等（土砂粉じん）

工事用車両等の運行並びに建設機械の稼働による影響については、工事区域及び土砂運搬経路等から、立石及び浦底へ向かう風向において、土砂粉じんが発生及び飛散する風速が出現する頻度はわずかとなっている。また、工事区域においては転圧、散水等を行うこととしているため、工事に伴い発生する粉じん等が周辺地域に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

1.1.2 騒音

工事用車両等の運行による影響については、工程調整等により工事量及び工事用資材等の搬出入車両数を平準化すること、1，2号機の定期検査時においては小型車両の削減を図ること等の対策を講ずることとしている。

また、建設機械の稼働による影響については、低騒音型機械の採用に努めること、発破作業に当たっては施工規模の検証及び周辺環境への影響の把握のため試験発破を行うこと等の対策を講ずることとしている。

道路交通騒音レベルの予測値は、道路近接空間において67～69

デシベル、背後地において59～60デシベルとなっており、当該地域は「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」の地域類型の指定地域ではないが、当該環境基準を準用した場合においても、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値を下回っている。

対象事業実施区域境界での環境騒音レベルの予測値は、浦底側境界における69デシベルが最大となり、対象事業実施区域近傍の住居地域における環境騒音レベルの予測値は、浦底における53デシベルが最大となっている。対象事業実施区域境界は「騒音規制法」に基づく指定地域ではないが、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を準用した場合においても規制基準値を下回っている。

また、環境監視として、建設機械の稼働による騒音については立石側及び浦底側の対象事業実施区域境界及び同地区内の住居地域内、発破作業に係る騒音については立石側の対象事業実施区域境界及びヒナコウモリのコロニー付近、工事用車両等による騒音については西浦小学校前において、それぞれ適宜測定することとしている。

以上のことから、工事車両等の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する騒音が、環境に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

1.1.3 振動

工事用車両等の運行による影響については、工程調整等により工事量及び工事用資材等の搬出入車両数を平準化すること、1、2号機の定期検査時には車両の削減を図ること、工事用大型重機等は可能な限り海上輸送すること等の対策を講じることとしている。

また、建設機械の稼働による影響については、建設機械等の適正配置と効率的使用を行うこと、発破作業に当たっては施工規模の検証及び周辺環境への影響の把握のため試験発破を行うこと等の対策を講ずることとしている。

道路端における道路交通振動レベルの予測値は、常宮小学校前及び名子における44デシベルが最大となっている。当該地域は「振動規制法」に基づく指定地域ではないが、名子については第一種区域の要請限度を準用、常宮小学校前については学校、病院等の特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度を準用しても、それぞれ限度値を下回っている。

対象事業実施区域境界における到達振動レベルの予測値は、浦底側における59デシベルが最大となっている。当該地域は「振動規制法」に基づく指定地域ではないが、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を準用した場合においても規制基準値を下回っている。

また、環境監視として、建設機械の稼働による振動については立石側及び浦底側の対象事業実施区域境界、工事用車両等による振動につ

いては西浦小学校前において、それぞれ適宜測定することとしている。
以上のことから、工事用車両等の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する振動が、環境に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

1.2 水環境

1.2.1 水質

(1) 水の濁り

工事による水の濁りについては、工事量の平準化、浚渫工事中における汚濁拡散防止膜の常時使用等の措置を講ずる計画としており、環境への影響の低減が図られている。また、工事中においては施工区域境界において浮遊物質量の測定を行い、管理目標値（5 mg/l）を超える場合には必要な対策を講ずることとしており、適正な配慮がなされていると考えられる。

1.2.2 底質

(1) 有害物質

浚渫工事に伴う底質土からの有害物質の溶出量は、溶出試験の結果から水底土砂に係る判定基準を十分下回っているため、環境への影響はないものと考えられる。

2. 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素

2.1 人と自然との触れ合いの活動の場

2.1.1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

工事用車両等の平準化、車両が集中する通勤時間帯及び海水浴シーズンの休日には工事用資材等の運搬を原則行わないこと等の措置を講じる計画となっている。

工事中における混雑度（時間交通量／可能交通容量）は、時間交通量が最大となる通勤時間帯においても日本道路協会の一般道における計画水準を下回っていることから、工事用車両等の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

3. 環境への負荷に区分される環境要素

3.1 廃棄物等

3.1.1 産業廃棄物

工事に伴って発生する産業廃棄物は約69,100 tであるが、このうちコンクリート殻、伐採木等の10,200 tは再利用及び有効利用を行い、それ以外は産業廃棄物処理会社に委託して処理を行うこととなっており、適正な配慮がなされていると考えられる。

3.1.2 残土

準備書においては原子炉建屋背後斜面の法面の切り取り勾配を急傾斜とすること等により発生土量を低減することとしていたが、補足説明資料においては発電所敷地レベルの嵩上げ及び新開閉所敷地面積の縮小等による残土発生量の更なる削減を検討しており、これらを確実に実施することが必要である。

Ⅲ 環境影響評価項目ごとの個別審査結果（土地又は工作物の存在及び供用）

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素

1.1 大気環境

1.1.1 大気質

(1) 窒素酸化物（資材等の搬出入）

運転開始後における資材等の搬出入車両（以下「発電所関係車両」という。）の運行による影響については、通勤及び定期検査関係の車両の削減を図ること等の対策を講ずることとしている。

運転開始後における二酸化窒素濃度の予測値は、いずれの予測地点においても工事中の予測値を下回ることから、環境基準に適合するものと考えられる。

以上のことから、発電所関係車両の運行に伴って排出される窒素酸化物が環境に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

1.1.2 騒音

発電所関係車両の運行による影響については、通勤及び定期検査関係の車両の削減を図ること等の対策を講ずることとしている。

発電所関係車両の予測交通量は、最大となる時期においてもいずれの予測地点でも工事中の予測交通量を下回ることから、運転開始後の道路交通騒音レベルの予測値は工事中の予測値を下回るものと考えられる。

以上のことから、発電所関係車両の運行に伴う騒音が、環境に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

1.1.3 振動

発電所関係車両の運行による影響については、通勤及び定期検査関係の車両の削減を図ること等の対策を講ずることとしている。

発電所関係車両の予測交通量は、最大となる時期においてもいずれの予測地点でも工事中の予測交通量を下回ることから、運転開始後の道路交通振動レベルの予測値は工事中の予測値を下回るものと考えられる。

以上のことから、発電所関係車両の運行に伴う振動が、環境に及ぼす影響は少ないものと考えられる。

1.2 水環境

1.2.1 水質

(1) 水の汚れ

一般排水による水の汚れの影響については、排水処理装置、浄化槽で処理を行い、それぞれの出口において化学的酸素要求量を15mg/l以下で

排出することとしており、適切な環境保全措置を講ずることとしている。また、排水は温排水と混合し、放水口から水中放水することにより周囲の海水との混合を促進することとしているため、環境への影響は少ないものと考えられる。

なお、環境監視として、排水処理装置出口及び浄化槽出口において化学的酸素要求量等の測定を定期的に行うこととしている。

(2) 水温

冷却水については、取放水方式及び位置についての検討を行い、深層取水、水中放水方式を採用する計画となっている。

冷却水の取水は東京湾平均海面（以下「T.P」という。）-7.0～T.P-14.3mから流速約0.25m/sで行い、放水はT.P-10.0mから流速約4m/sで行う計画となっている。

これを踏まえ、事業者は水理模型実験及び数値モデルによるシミュレーション解析により温排水の拡散予測を行っており、その結果、温排水の海面における拡散予測の1℃上昇包絡範囲は、敦賀発電所2～4号機及びもんじゅ運転時において65.8km²となっている。

また、環境監視として、放水口近辺において水温の連続測定を行うこととしている。

以上のことから、温排水による海域環境の保全に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(3) 付着生物防止剤

付着生物防止剤として、海水電解装置により生成した次亜塩素酸ソーダを使用することとしているが、放水口における残留塩素濃度を検出限界値未満となるように管理するため、連続測定装置による常時監視及びJISに定める方法で定期的に測定を行う計画となっており、周辺海域の海生物への影響は少ないものと考えられる。

1.2.2 その他

(1) 流向及び流速

計画地点は波浪の高い外海に面することから、取水口前面の静穏度を確保する等のため、防波堤を設置する計画になっているが、流れへの影響を低減する等の観点から、立石岬とサビ崎を結んだ線内に、汀線に平行に設置にすることから、海域の流向及び流速の変化は埋立地のごく近傍に限られ、影響の低減が図られている。

冷却水の取水速度は約0.25m/sで行い、また、放水流速は約4m/sで行う計画となっている。また、温排水による流向及び流速への影響予測結果によると、水中放水方式を採用することにより、海表面の流速が最大となるのは放水口の沖合約200m地点で流速は約60cm/sと低いことから、

流向及び流速への影響は低減されているものと考えられる。

1.3 その他の環境

1.3.1 地形及び地質

(1) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその近傍に分布する重要な地形及び地質として、立石岬の岩礁、猪ヶ池及び明神崎の地塁・地溝、門ヶ崎の海食地形・節理、海食洞がある。本計画においては、海岸構造物がこれらの分布域に及ばないこと、猪ヶ池、明神崎近傍では地形改変を行わないこと及び埋立範囲の縮小により増設計画地点近傍の海食洞の埋立は行わないことから、適正な環境保全措置が講じられているが、海食洞については、海岸構造物による波の影響等について水理模型実験を行い、海食洞の保全上必要であれば、適切な波浪低減対策を講ずることが必要であると考えられる。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素

2.1 動物

2.1.1 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）

対象事業実施区域において確認された重要な種は、哺乳類4種（ニホンカモシカ等）、鳥類19種（ミサゴ、ハヤブサ等）、両生類3種（ヒダサンショウウオ等）、昆虫類22種（ムカシトンボ等）である。

また、注目すべき生息地として、カモ類の渡来地である猪ヶ池がある。

発電設備の設置に当たっては、切り取り、伐採範囲を必要最小限とすること、改変区域及び仮設用地跡地は、郷土種を主体とした食餌樹木を中心に植栽を行うこと、工事中においては低騒音型建設機械を採用すること等の環境保全措置がとられており、影響の低減が図られている。また、ヒナコウモリについては工事中及び運転開始前後におけるコロニーの状況調査、モリアオガエルについては産卵環境を設置し、適宜調査を行うこととしており、適正な配慮がなされていると考えられる。

2.1.2 海域に生息する動物

現地調査結果によれば、魚等の遊泳動物はマアジ、カタクチイワシ等、潮間帯生物では節足動物のイワフジツボ、軟体動物のムラサキイガイ等、マクロベントスでは環形動物のエラナシスピオ、棘皮動物のクシノハクモヒトデ等、動物プランクトンでは節足動物のかいあし亜綱のノープリウス期幼生等、卵・稚仔ではカタクチイワシ、ネズツボ科等が確認されている。

また、藻場に生息する動物としては、魚等の遊泳動物ではスズメダイ、ウミタナゴ等、メガロベントスでは軟体動物のサザエ、棘皮動物のムラサキウニ等が確認されている。

工事による水の濁りは、汚濁拡散防止膜の設置等により発生量が最大となる時期においても工事区域の近傍に限られることから、工事区域の近傍では多少の影響が考えられるが、これらは調査海域に広く分布しており、調査海域全体から見れば影響は少ないものと考えられる。また、運転開始後においては、温排水は放水後速やかに浮上し表層を拡散することから、放水口の近傍では多少の影響が考えられるが、調査海域から見れば影響は少ないものと考えられる。なお、浅海域に設置する捨石式傾斜堤護岸は海藻の生育基盤となり、新たに海生動物の生息の場となると考えられる。

重要な海生動物として、文献調査によりシロウオ、バイ、ムツサンゴが確認されており、このうちのムツサンゴ、さらにムシフグが現地調査で確認された。

シロウオは遡河性魚類であるが、遡上するような河川が埋立区域及びその周辺にはないこと、ムシフグについては遊泳力を有していること、ムツサンゴについては水の濁りの発生量が最大となる時期においては工事区域の近傍において多少の影響が考えられるが、それ以外の時期は濁りの発生量は大幅に減少すること等から影響は少ないものと考えられる。バイについては、埋立区域は砂質底でありバイの生息する砂泥底ではないことから影響はないものと考えられる。また、運転開始後においては、温排水は放水後速やかに浮上し表層を拡散するため、これらの重要な海生生物に影響はないものと考えられる。

2.2 植物

2.2.1 重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）

対象事業実施区域において確認された重要な種は36種（オオアカウキクサ、キキョウ、ワカサハマギク等）であり、重要な群落は5件（明神崎の自生モクゲンジ等）である。

発電設備の設置にあたっては、切り取り、伐採範囲を必要最小限とすること、郷土種を主体とした緑化を行うこと、西部溪流沿いは改変を行わず、自然環境の保全を行うこととしていることから、影響の低減が図られている。

また、改変区域で確認されたトキワイカリソウ等12種については、改変に伴い生息地の一部が減少するため、現状の生育場所と類似した環境下に株の移植及び播種等を行うこととしており、適正な環境保全措置が講じられている。

なお、移植後の生育状況について事後調査を実施する計画となっている。

緑化計画については、準備書において計画していた植栽方法、植栽樹種について、補足説明資料において再検討を行っており、その結果は以下のとおりである。

- ・緑化マウンド及び仮設用地における植栽樹種については、計画地点の植

生、立地環境への適応性、類似地点での実績等を考慮し、再検討を行っている。

- ・原子炉建屋周辺斜面部における植栽樹種については、実験により選定し直すとするとともに、林縁部は全て伐採する計画であったが、可能なところは除根せず残すこととし、小段部は緑化を行わない計画であったが、植樹柵を用いて植栽を行うこととしている。

以上のように、更なる緑化の充実に努めることとしており、適正な配慮がなされていると考えられるため、これらを確実に実施することが必要である。

2.2.2 海域に生育する植物

現地調査結果によれば、潮間帯生物では紅藻植物のピリヒバ、褐藻植物のヨレモク等、海藻草類では褐藻植物のノコギリモク、紅藻植物のサビ亜科等、植物プランクトンでは*Leptocylindrus minimus*等が確認されている。

また、藻場として、ノコギリモク、ヤツマタモク等のホンダワラ類で構成されるガラモ場が分布している。

工事による水の濁りは、汚濁拡散防止膜の設置等により発生量が最大となる時期においても工事区域の近傍に限られることから、工事区域の近傍では多少の影響が考えられるが、これらは調査海域に広く分布しており、調査海域全体から見れば影響は少ないものと考えられる。

また、運転開始後においては、温排水は放水後速やかに浮上し表層を拡散することから、影響は少ないものと考えられる。

なお、浅海域に設置する捨石式傾斜堤護岸等の新たな基盤面積が整備されることとなり、海藻草類の新たな生育の場となると考えられる。

重要な海生植物として、文献調査及び現地調査において、ウミヒルモ、スゲアマモ、コアマモがいずれも浦底湾内で確認されている。

これらについては、工事中の浦底湾への排水は仮設沈殿池等により処理を行った後に海域へ排出することとしているため、影響は少ないものと考えられる。また、運転開始後においては、3、4号機の温排水は若狭湾側に放水することとしているため、浦底湾内に生育しているこれらに対しては影響はないものと考えられる。

2.3 生態系

2.3.1 地域を特徴づける生態系

地域を特徴づける生態系については、上位性の視点からハヤブサ、典型性の視点からテン、特殊性の視点からヒナコウモリ及び西部溪流沿いの植生を選定している。

ハヤブサ及びテンに対しては、切取、伐採によりハヤブサの餌生物、テン及びテンの餌生物の生息域の一部が減少するが、改変区域は必要最小限

にするため、対象事業実施区域全体の森林面積から見ればわずかであることから影響は少ないものと思われ、また、改変区域は緑化が可能となった場所から順次植栽を行うことにより生物の生息域の早期回復を図ること等の環境保全措置が講じられており、影響の低減が図られている。

ヒナコウモリに対しては、切取、伐採により採餌環境が一時的に変化するが、行動範囲から見ると改変区域はごくわずかな面積であること、餌生物は広く分布していることから影響は少ないものと思われ、また、改変区域は緑化が可能となった場所から順次植栽を行うことにより生物の生息域の早期回復を図ること等の環境保全措置が講じられており、影響の低減が図られている。なお、工事中においては騒音及び照明による影響を低減する措置を講じる計画となっている。

西部溪流沿いの植生に対しては、周辺の地形改変を行わないこと、発電用水は溪流の最下流部で取水すること等により、影響は少ないものと考えられる。

3. 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素

3.1 景観

3.1.1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

景観に対する環境保全対策としては、防波堤を自然の海岸線内に納めること、法面面積を最小限とすること等の環境保全措置を講じることとしており、景観の保全に支障を及ぼすものではないと考えられるが、建屋等の色彩については再検討を行い、自然公園の風致景観の保護に配慮した色彩とすることが必要である。

3.2 人と自然との触れ合いの活動の場

3.2.1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

資材等の搬出入は車両が集中する通勤時間帯、海水浴シーズンの休日を避けて行うこと、通勤及び定期検査関係の車両については乗り合いを指導することにより車両を低減すること等により、影響の低減が図られている。

4. 環境への負荷に区分される環境要素

4.1 廃棄物等

4.1.1 産業廃棄物

施設の稼働に伴い発生する汚泥、廃油については一部を専門業者に引き渡し再利用を図る計画となっている。再利用できないものについては産業廃棄物処理会社に委託して適切に処理を行うこととしており、適正な配慮がなされていると考えられる。

(参考) 事業者が選定した環境影響評価項目

環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用								
						工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働			資材等の搬出入	廃棄物の発生		
									排ガス	排水	温排水	機械等の稼働				
1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物													
			窒素酸化物	○	○									○		
			浮遊粒子状物質													
			石炭粉じん 粉じん等	○	○ ^{*1}											
		騒音	○	○										○		
	水環境	水質	騒音	○	○										○	
			振動	○	○										○	
			水の汚れ								○					
			富栄養化													
			水の濁り		○	○										
			水温									○				
		その他(水素イオン濃度等)														
	付着生物防止剤										○					
	底質	有害物質		○												
		その他	流向及び流速				○				○					
その他の	地形及び地質	有害物質(埋立土砂)														
		重要な地形及び地質				○										
2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)						○ ^{*2}								
		海域に生息する動物						○ ^{*2}		○						
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く)						○ ^{*2}								
		海域に生育する植物						○ ^{*2}		○						
生態系	地域を特徴づける生態系						○ ^{*2}									
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○ ^{*2}								
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○					○ ^{*2}					○			
4 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○									○		
	温室効果ガス等	残土			○											
		二酸化炭素														

注) は標準項目を示す。

○は影響要因があるものとして、選定した項目を示す。

* 1 は、仮設用地及び土捨場工事に伴う土砂粉じんの影響について、「建設機械の稼働」に含め予測及び評価した項目を示す。

* 2 は、工事中の建設機械の稼働、切土、埋立工事、発破工事等による影響について、「地形改変及び施設の存在」に含め予測及び評価した項目を示す。